

# 区民委員会議案説明資料

令和5年3月23日

件名	頁
1 第38号議案 足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・	2
2 第39号議案 足立区国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する条例・・	16
3 第40号議案 足立区国民健康保険出産費資金貸付条例を廃止する条例・・・・	17

(区民部)

第38号議案説明資料

令和5年3月23日

件名	<b>足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例</b>																																																																												
所管部課名	区民部国民健康保険課																																																																												
内 容	<p>「国民健康保険法施行令」「特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準」及び「雇用保険法施行規則」の改正に伴い、以下のとおり、条例を一部改正する。</p> <p><b>1 出産育児一時金の支給額引上げ</b>（条例第10条）                  現行：42万円 → 改正案：<u>50万円</u></p> <p><b>2 保険料率等の改定</b>（条例第15条の4、第15条の12、第16条の4）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>現 行</th> <th>改正案</th> <th>増 減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">医療分</td> <td>所得割率</td> <td>100分の7.16</td> <td><u>100分の7.17</u></td> <td>+0.01p</td> </tr> <tr> <td>均等割額</td> <td>42,100円</td> <td><u>45,000円</u></td> <td>+2,900円</td> </tr> <tr> <td>賦課割合</td> <td>53：47</td> <td><u>52：48</u></td> <td>－</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">支援金分</td> <td>所得割率</td> <td>100分の2.28</td> <td><u>100分の2.42</u></td> <td>+0.14p</td> </tr> <tr> <td>均等割額</td> <td>13,200円</td> <td><u>15,100円</u></td> <td>+1,900円</td> </tr> <tr> <td>賦課割合</td> <td>53：47</td> <td><u>51：49</u></td> <td>－</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">合計</td> <td>所得割率</td> <td>100分の9.44</td> <td><u>100分の9.59</u></td> <td>+0.15p</td> </tr> <tr> <td>均等割額</td> <td>55,300円</td> <td><u>60,100円</u></td> <td>+4,800円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="3">介護分</td> <td>所得割率</td> <td>100分の2.34</td> <td><u>100分の2.23</u></td> <td>▲0.11p</td> </tr> <tr> <td>均等割額</td> <td>16,600円</td> <td><u>16,200円</u></td> <td>▲400円</td> </tr> <tr> <td>賦課割合</td> <td>55：45</td> <td><u>54：46</u></td> <td>－</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3 賦課限度額の変更</b>（条例第15条の16）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>現 行</th> <th>改正案</th> <th>増 減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療分</td> <td>650,000円</td> <td><u>650,000円</u></td> <td>±0円</td> </tr> <tr> <td>支援金分</td> <td>200,000円</td> <td><u>220,000円</u></td> <td>+20,000円</td> </tr> <tr> <td>介護分</td> <td>170,000円</td> <td><u>170,000円</u></td> <td>±0円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,020,000円</td> <td><u>1,040,000円</u></td> <td>+20,000円</td> </tr> </tbody> </table>				区 分		現 行	改正案	増 減	医療分	所得割率	100分の7.16	<u>100分の7.17</u>	+0.01p	均等割額	42,100円	<u>45,000円</u>	+2,900円	賦課割合	53：47	<u>52：48</u>	－	支援金分	所得割率	100分の2.28	<u>100分の2.42</u>	+0.14p	均等割額	13,200円	<u>15,100円</u>	+1,900円	賦課割合	53：47	<u>51：49</u>	－	合計	所得割率	100分の9.44	<u>100分の9.59</u>	+0.15p	均等割額	55,300円	<u>60,100円</u>	+4,800円	介護分	所得割率	100分の2.34	<u>100分の2.23</u>	▲0.11p	均等割額	16,600円	<u>16,200円</u>	▲400円	賦課割合	55：45	<u>54：46</u>	－	区 分	現 行	改正案	増 減	医療分	650,000円	<u>650,000円</u>	±0円	支援金分	200,000円	<u>220,000円</u>	+20,000円	介護分	170,000円	<u>170,000円</u>	±0円	合計	1,020,000円	<u>1,040,000円</u>	+20,000円
	区 分		現 行	改正案	増 減																																																																								
	医療分	所得割率	100分の7.16	<u>100分の7.17</u>	+0.01p																																																																								
		均等割額	42,100円	<u>45,000円</u>	+2,900円																																																																								
		賦課割合	53：47	<u>52：48</u>	－																																																																								
	支援金分	所得割率	100分の2.28	<u>100分の2.42</u>	+0.14p																																																																								
		均等割額	13,200円	<u>15,100円</u>	+1,900円																																																																								
		賦課割合	53：47	<u>51：49</u>	－																																																																								
	合計	所得割率	100分の9.44	<u>100分の9.59</u>	+0.15p																																																																								
		均等割額	55,300円	<u>60,100円</u>	+4,800円																																																																								
介護分	所得割率	100分の2.34	<u>100分の2.23</u>	▲0.11p																																																																									
	均等割額	16,600円	<u>16,200円</u>	▲400円																																																																									
	賦課割合	55：45	<u>54：46</u>	－																																																																									
区 分	現 行	改正案	増 減																																																																										
医療分	650,000円	<u>650,000円</u>	±0円																																																																										
支援金分	200,000円	<u>220,000円</u>	+20,000円																																																																										
介護分	170,000円	<u>170,000円</u>	±0円																																																																										
合計	1,020,000円	<u>1,040,000円</u>	+20,000円																																																																										

**4 低所得者の保険料の減額**（条例第19条の2）

区 分		現 行	改正案	増 減
医 療 分	7 割減額	29,470円	<u>31,500円</u>	+2,030円
	5 割減額	21,050円	<u>22,500円</u>	+1,450円
	2 割減額	8,420円	<u>9,000円</u>	+580円
支 援 金 分	7 割減額	9,240円	<u>10,570円</u>	+1,330円
	5 割減額	6,600円	<u>7,550円</u>	+950円
	2 割減額	2,640円	<u>3,020円</u>	+380円
介 護 分	7 割減額	11,620円	<u>11,340円</u>	▲280円
	5 割減額	8,300円	<u>8,100円</u>	▲200円
	2 割減額	3,320円	<u>3,240円</u>	▲80円

**5 保険料の軽減（均等割額）の判定基準の変更**（条例第19条の2）

保険料の均等割額を軽減する基準を、以下のとおり変更する。

軽減割合	変更内容（判定基準の見直し）	
7 割	<b>改正案</b>	変更なし
	現 行	基準額 43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 (※1) - 1)
5 割	<b>改正案</b>	基準額 43万円 + <u>29万円</u> × 被保険者数 (※2) + 10万円 × (給与所得者等の数 (※1) - 1)
	現 行	基準額 43万円 + 28.5万円 × 被保険者数 (※2) + 10万円 × (給与所得者等の数 (※1) - 1)
2 割	<b>改正案</b>	基準額 43万円 + <u>53.5万円</u> × 被保険者数 (※2) + 10万円 × (給与所得者等の数 (※1) - 1)
	現 行	基準額 43万円 + 52万円 × 被保険者数 (※2) + 10万円 × (給与所得者等の数 (※1) - 1)

※1 一定の給与所得者（給与収入55万円超）と公的年金等の支給（60万円超（65歳未満）または110万円超（65歳以上））を受ける者。ただし、公的年金などに係る特別控除（15万円）後は110万円を125万円と読み替える。

※2 同じ世帯の中で、国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。年金所得のある65歳以上の者は年金所得から15万円を差し引いて判定する。

**6 未就学児の保険料の減額**（条例第19条の4）

区分	低所得者の保険料 軽減割合	現 行	<u>改正案</u>	増 減
医療分	7割	6,315円	<u>6,750円</u>	+435円
	5割	10,525円	<u>11,250円</u>	+725円
	2割	16,840円	<u>18,000円</u>	+1,160円
	軽減なし	21,050円	<u>22,500円</u>	+1,450円
支援金分	7割	1,980円	<u>2,265円</u>	+285円
	5割	3,300円	<u>3,775円</u>	+475円
	2割	5,280円	<u>6,040円</u>	+760円
	軽減なし	6,600円	<u>7,550円</u>	+950円

**7 非自発的失業者に係る保険料軽減の届出の一部変更**（条例第24条の4）

非自発的失業者に係る保険料軽減の届出に必要な提示書類として、「雇用保険受給資格者証」に加え、「雇用保険受給資格通知」を用いることも可能となった。

※ 令和5年4月1日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

今後の方針

施行年月日  
令和5年4月1日から施行する。

## 【別紙1】特別区統一保険料率等（案）の推移について

### 1 特別区の推移

#### 【医療分及び支援金分】

		令和5年度(案) ※1		令和4年度		令和3年度		令和2年度		令和元年度	
賦課割合 (所得割:均等割)		58:42		58:42		58:42		58:42		58:42	
保険料率等	所得割率	9.59%		9.44%		9.54%		9.43%		9.49%	
	医療分	7.17%	2.42%	7.16%	2.28%	7.13%	2.41%	7.14%	2.29%	7.25%	2.24%
	均等割額	60,100円		55,300円		52,000円		52,800円		52,200円	
	医療分	45,000円	15,100円	42,100円	13,200円	38,800円	13,200円	39,900円	12,900円	39,900円	12,300円
	賦課限度額	870,000円		850,000円		820,000円		820,000円		800,000円	
	医療分	650,000円	220,000円	650,000円	200,000円	630,000円	190,000円	630,000円	190,000円	610,000円	190,000円
1人あたり保険料		143,363円		131,813円		124,989円		126,202円		125,174円	
医療分	支援金分	107,348円	36,015円	100,322円	31,491円	93,389円	31,600円	95,473円	30,729円	95,640円	29,534円
保険料額 前年度との差	金額	+11,550円		+6,824円		-1,213円		+1,028円		+3,186円	
	月額	+962.5円		+568.7円		-101.1円		+85.7円		+265.5円	

※1 令和5年度の保険料率等は、物価高騰やコロナ禍における被保険者の負担増を考慮し、本来設定すべき98.6%ではなく、令和4年度の97.3%に据え置いた。さらに、医療分へのみ追加で157億円(特別区全体額)の一般財源を投入する特例措置を講じ、保険料負担の抑制を図った。

#### 【介護分】

		令和5年度(案) ※1		令和4年度		令和3年度		令和2年度		令和元年度	
賦課割合 (所得割:均等割)		58:42		58:42		58:42		57:43		54:46	
保険料率等	所得割率 <sup>※2</sup>	2.23% <sup>※2</sup>		2.34%		2.20%		1.98%		1.69%	
	均等割額	16,200円		16,600円		17,000円		15,600円		15,600円	
	賦課限度額	170,000円		170,000円		170,000円		170,000円		160,000円	

※2 介護分の所得割率は区によって異なる。記載の料率は、足立区独自の料率である。

### 2 特別区と足立区の1人あたり保険料(医療分および支援金分)の比較

	令和5年度(案)	令和4年度	4年度との差
特別区	143,363円	131,813円	+11,550円
足立区	124,222円	117,783円	+6,439円
特別区との差	-19,141円	-14,030円	-5,111円

## 【別紙2】令和4年度国民健康保険料試算について（医療分＋支援金分）

※年金収入153万円及び給与収入98万円は、均等割のみ世帯の収入上限である。

### 1 年金受給者（65歳以上）1人世帯〔世帯主65歳のみ〕

年収	100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
4年度保険料	16,590	16,590	88,608	194,068	271,948	351,244	431,484	511,724	594,796	684,476
5年度保険料	18,030	18,030	93,153	201,073	280,190	360,746	442,261	523,776	608,168	699,273
増加額	1,440	1,440	4,545	7,005	8,242	9,502	10,777	12,052	13,372	14,797
前年度比	1.087	1.087	1.051	1.036	1.030	1.027	1.025	1.024	1.022	1.022
均等割軽減対象	⑦:▲42,070	⑦:▲42,070	②:▲12,020							

### 2 年金受給者（65歳以上）2人世帯〔世帯主65歳＋配偶者65歳・収入なし〕

年収	100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
4年度保険料	33,180	33,180	99,668	249,368	327,248	406,544	486,784	567,024	650,096	739,776
5年度保険料	36,060	36,060	105,173	261,173	340,290	420,846	502,361	583,876	668,268	759,373
増加額	2,880	2,880	5,505	11,805	13,042	14,302	15,577	16,852	18,172	19,597
前年度比	1.087	1.087	1.055	1.047	1.040	1.035	1.032	1.030	1.028	1.026
均等割軽減対象	⑦:▲84,140	⑦:▲84,140	⑤▲60,100							

### 3 給与所得者（65歳未満）1人世帯〔世帯主35歳のみ〕

年収	※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
4年度保険料	16,590	29,538	139,316	205,396	275,252	350,772	426,292	505,588	590,548	680,228
5年度保険料	18,030	31,968	145,451	212,581	283,547	360,267	436,987	517,543	603,853	694,958
増加額	1,440	2,430	6,135	7,185	8,295	9,495	10,695	11,955	13,305	14,730
前年度比	1.087	1.082	1.044	1.035	1.030	1.027	1.025	1.024	1.023	1.022
均等割軽減対象	⑦:▲42,070	⑤▲30,050								

4 給与所得者（65歳未満）2人世帯〔世帯主35歳+配偶者35歳・収入なし〕

年収	※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
4年度保険料	33,180	57,188	172,496	260,696	330,552	406,072	481,592	560,888	645,848	735,528
5年度保険料	36,060	62,018	181,511	272,681	343,647	420,367	497,087	577,643	663,953	755,058
増加額	2,880	4,830	9,015	11,985	13,095	14,295	15,495	16,755	18,105	19,530
前年度比	1.087	1.084	1.052	1.046	1.040	1.035	1.032	1.030	1.028	1.027
均等割軽減対象	⑦:▲84,140	⑤▲60,100	②▲24,040							

5 給与所得者（65歳未満）3人世帯〔世帯主35歳+配偶者35歳・収入なし+子5歳・収入なし〕

年収	※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
4年度保険料	41,475	71,013	194,616	288,346	358,202	433,722	509,242	588,538	673,498	763,178
5年度保険料	45,075	77,043	205,551	272,681	373,697	450,417	527,137	607,693	694,003	780,313
増加額	3,600	6,030	10,935	▲15,665	15,495	16,695	17,895	19,155	20,505	17,135
前年度比	1.087	1.085	1.056	0.946	1.043	1.038	1.035	1.033	1.030	1.022
均等割軽減対象	⑦:▲126,210	⑤▲90,150	②▲36,060	②▲36,060						

◆ 均等割軽減対象（5割軽減、2割軽減で変更あり）

7割軽減⑦（5年度） 基準額43万円+10万円×（給与所得者等の数（※1）-1）以下

5割軽減⑤（5年度） 基準額43万円+29万円×被保険者数（※2）+10万円×（給与所得者等の数（※1）-1）以下  
 （4年度） 基準額43万円+28.5万円×被保険者数（※2）+10万円×（給与所得者等の数（※1）-1）以下

2割軽減②（5年度） 基準額43万円+53.5万円×被保険者数（※2）+10万円×（給与所得者等の数（※1）-1）以下  
 （4年度） 基準額43万円+52万円×被保険者数（※2）+10万円×（給与所得者等の数（※1）-1）以下

※1 一定の給与所得者（給与収入55万円超）と公的年金等の支給（60万円超（65歳未満）または110万円超（65歳以上））を受ける者。  
 ただし、公的年金などに係る特別控除（15万円）後は110万円を125万円と読み替える。

※2 同じ世帯の中で、国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。  
 年金所得のある65歳以上の者は年金所得から15万円を差し引いて判定する。

改正前	改正後
<p>○足立区国民健康保険条例 昭和34年11月20日条例第11号 目次～第9条の10（略）</p> <p>（出産育児一時金） 第10条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に 対し、出産育児一時金として<u>42万円</u>を支給する。 2 （略）</p> <p>第11条～第15条の3（略）</p> <p>（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率） 第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとす る。 （1） 所得割 <u>100分の7.16</u>（一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の 53</u>に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得 に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第2項 第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭 和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9に規定する 方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数） （2） 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>4万2,100円</u>（一般被保険者 に係る基礎賦課総額の<u>100分の47</u>に相当する額を当該年度の前年度及び その直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算 定した数で除して得た額）</p> <p>第15条の5～第15条の11（略）</p>	<p>○足立区国民健康保険条例 昭和34年11月20日条例第11号 目次～第9条の10（略）</p> <p>（出産育児一時金） 第10条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に 対し、出産育児一時金として<u>50万円</u>を支給する。 2 （略）</p> <p>第11条～第15条の3（略）</p> <p>（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率） 第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとす る。 （1） 所得割 <u>100分の7.17</u>（一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の 52</u>に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得 に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第2項 第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭 和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9に規定する 方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数） （2） 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>4万5,000円</u>（一般被保険者 に係る基礎賦課総額の<u>100分の48</u>に相当する額を当該年度の前年度及び その直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算 定した数で除して得た額）</p> <p>第15条の5～第15条の11（略）</p>

改正前	改正後
<p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の2.28</u> (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の53</u>に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 (法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額) の総額で除して得た数)</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>1万3,200円</u> (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の47</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)</p> <p>第15条の13～第15条の15 (略)</p>	<p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の2.42</u> (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の51</u>に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 (法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額) の総額で除して得た数)</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>1万5,100円</u> (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の49</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)</p> <p>第15条の13～第15条の15 (略)</p>
<p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第15条の16 第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額 (一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条、第19条の2及び第19条の4において同じ。) は、<u>20万円</u>を超えることができない。</p> <p>第16条～第16条の3 (略)</p>	<p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第15条の16 第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額 (一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条、第19条の2及び第19条の4において同じ。) は、<u>22万円</u>を超えることができない。</p> <p>第16条～第16条の3 (略)</p>
<p>(介護納付金賦課額の保険料率)</p> <p>第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の2.34</u> (介護納付金賦課総額の<u>100分の55</u>に相当する</p>	<p>(介護納付金賦課額の保険料率)</p> <p>第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の2.23</u> (介護納付金賦課総額の<u>100分の54</u>に相当する</p>

改正前	改正後
<p>額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数)</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <b>1万6,600円</b> (介護納付金賦課総額の<b>100分の45</b>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)</p> <p>第16条の5～第19条（略）</p> <p>（低所得者の保険料の減額）</p> <p>第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）及び第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<b>20万円</b>を超える場合には、<b>20万円</b>）並びに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1</p>	<p>額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数)</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <b>1万6,200円</b> (介護納付金賦課総額の<b>100分の46</b>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)</p> <p>第16条の5～第19条（略）</p> <p>（低所得者の保険料の減額）</p> <p>第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）及び第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<b>22万円</b>を超える場合には、<b>22万円</b>）並びに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1</p>

改正前	改正後
<p>項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の算定についても同様とする。以下この条において同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に</p>	<p>項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の算定についても同様とする。以下この条において同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に</p>

改正前	改正後
<p>係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号、次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <b><u>2万9,470円</u></b></p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <b><u>9,240円</u></b></p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <b><u>1万1,620円</u></b></p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に<b><u>28万5,000円</u></b>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <b><u>2万1,050円</u></b></p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <b><u>6,600円</u></b></p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について</p>	<p>係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号、次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <b><u>3万1,500円</u></b></p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <b><u>1万570円</u></b></p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <b><u>1万1,340円</u></b></p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に<b><u>29万円</u></b>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <b><u>2万2,500円</u></b></p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <b><u>7,550円</u></b></p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について</p>

改正前	改正後
<p><b><u>8,300円</u></b></p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に<b><u>52万円</u></b>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <b><u>8,420円</u></b></p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <b><u>2,640円</u></b></p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <b><u>3,320円</u></b></p>	<p><b><u>8,100円</u></b></p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に<b><u>53万5,000円</u></b>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <b><u>9,000円</u></b></p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <b><u>3,020円</u></b></p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <b><u>3,240円</u></b></p>
<p>第19条の3（略）</p> <p>（未就学児の被保険者均等割額の減額）</p> <p>第19条の4 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p>	<p>第19条の3（略）</p> <p>（未就学児の被保険者均等割額の減額）</p> <p>第19条の4 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p>



改正前	改正後
<p>第1条～第10条（略）</p>	<p>第1条～第10条（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則（令和5年●月●●日条例第●●号）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（施行期日）</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第24条の4第2項の改正規定は、公布の日から施行し、令和4年10月1日から適用する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（経過措置）</u></p> <p>2 <u>この条例による改正後の第10条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の被保険者の出産について適用し、同日前の被保険者の出産については、なお従前の例による。</u></p> <p>3 <u>この条例による改正後の第15条の4、第15条の12、第15条の16、第16条の4、第19条の2及び第19条の4の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</u></p>

第 3 9 号議案説明資料

令和 5 年 3 月 2 3 日

件 名	<b>足立区国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する条例</b>
所管部課名	区民部国民健康保険課
内 容	<p><b>1 廃止理由</b>          出産費用の貸付について、出産育児一時金を区から医療機関へ支払う直接支払制度の導入が進み、出産者の負担は出産育児一時金を差し引いた金額のみとなった。このことから、令和 3 年度以降貸付の実績がなくなったため、足立区国民健康保険出産費資金貸付条例を廃止するのに伴い、貸付事業の財源を管理している同条例を廃止する。</p> <p>足立区国民健康保険出産費資金貸付条例は令和 5 年 4 月 1 日で廃止するが、基金については廃止に伴い一般会計への繰り入れを行うため、繰り入れ処理終了後の令和 5 年 4 月 4 日付で条例を施行する。</p> <p><b>2 財政措置</b>          基金 1, 0 0 0 万円については、令和 5 年度一般会計へ繰り入れする。</p>
今後の方針	施行年月日 令和 5 年 4 月 4 日から施行する。

第40号議案説明資料

令和5年3月23日

件名	足立区国民健康保険出産費資金貸付条例を廃止する条例
所管部課名	区民部国民健康保険課
内容	<p><b>1 廃止理由</b></p> <p>出産費用の支払にあたり、国民健康保険出産育児一時金を区から出産医療機関へ支払うことができる直接支払制度及び受取代理制度の導入が区内医療機関で進んでいる。</p> <p>出産者が医療機関に支払う出産費用は、区の支払う出産育児一時金を差し引いた残額のみとなり、高額な費用を確保する必要がなくなっている。</p> <p>このことから、令和3年以降、当該基金からの出産費用の貸付実績がなく、今後も貸付事業の利用が見込まれないため、同条例を廃止する。</p>
今後の方針	<p>施行年月日 令和5年4月1日から施行する。</p>